大学学部段階修了者の男女割合	男性：54.9% 女性：45.1% （平成25年）	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める （平成32年）
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	121 （平成25年）	0 （平成32年）
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	15.0% （平成25年）	20%以上 （平成32年）
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	22.6% （平成26年）	25%（早期）、更に30%を目指す （平成32年）
教授等 （学長、副学長及び教授）	14.4% （平成26年）	17%（早期）、更に20%を目指す （平成32年）

1　国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

施策の基本的方向	
人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。 また、男女共同参画社会の形成に向けて、国民の理解を得るための手立てをより一層講ずる。	
具体的な取組	担当府省
ア　男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進	
①　男女共同参画推進連携会議等の場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有化し、女性の活躍等に関する積極的な情報発信の推進に役立てる。	内閣府
②　政府広報等の手段を使い、男女共同参画に関する広報活動を積極的に実施する。	全府省
③　職場、家庭、地域において、男女共同参画に関する理解を深め、定着させることを目的として地方公共団体、ＮＰＯ等の協力を得つつ広報・啓発活動を行う。	全府省
④　「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会、多様なメディアを通じて情報を発信する。	内閣府、総務省、法務省、農林水産省、関係府省
⑤　有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表から成る男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。	内閣府
⑥　地方公共団体、ＮＰＯ等との連携の下に、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催等全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。	内閣府
イ　特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発	
①　男女共同参画の意義についての理解の促進及び固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を進める。特に若年男女及び家庭における夫・父親等、また、企業・団体における経営者・管理職等の指導的地位にある男性の意識を変えるための広報・啓発活動を進める。中でも新聞、テレビ、インターネット、ゲーム等訴求力が高いメディアに対し、男女共同参画の視点を意識するよう、業界団体等を通じて啓発を行う。	内閣府、関係府省
ウ　男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進	
①　男性、子供、若年層等を含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を推進する。	内閣府

2　男女共同参画に関する男性の理解の促進

施策の基本的方向	
固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見について、時代と共に変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘もあることから、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進すべく、意識啓発や相談活動等を通じ、男女共同参画への男性の理解の促進や意識の改革を図る。	
具体的な取組	担当府省
①　諸外国に比べ低水準にとどまっている家事・育児や介護への男性の参画を一層促進するため、育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等、男性が家事・育児・介護に参画するための環境整備や情報の提供等の支援を行う。	内閣府、厚生労働省
②　男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるため、男性を対象とした啓発手法の開発・実施、男性のロールモデルによる活躍事例の発信、キャンペーンや顕彰を通じ、国民全体の気運の醸成を図る。	内閣府、厚生労働省
③　男性自身の意識だけではなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する周囲（女性、両親など年配者、子供、地域、職場等）の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、必要な広報・啓発活動等を行う。	内閣府
④　男性経営者等の理解の促進及びネットワークの構築支援等を通じ、男性経営者等が女性の活躍を応援する動きを拡大させる。	内閣府

3　男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の基本的方向	
学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女とも一人一人が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。 男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策の一層の充実を図る。	
具体的な取組	担当府省
ア　男女平等を推進する教育・学習	
①　学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。	文部科学省